第五十四条の二十三に次の七項を加える。

12　第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫連合会又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社（当該信用金庫連合会の子会社となった認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由（当該信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

13　第四項の規定は、信用金庫連合会が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十四号に掲げる会社（その業務により当該信用金庫連合会又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14　信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一　現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二　現に子会社としている外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

15　第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16　信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用金庫連合会の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となったことその他内閣府令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

17　信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を定款で定めなければならない。

一　第四項又は第十一項の規定による認可を受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。

二　第五項ただし書若しくは第十二項ただし書の規定による認可又は第八項の規定による承認を受けてその子会社となった認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

三　第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき。

四　第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項第十四号に掲げる会社（第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするとき。

五　第十四項の規定による承認を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

18　信用金庫連合会が前項の規定により定款で定めた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている場合には、当該信用金庫連合会の理事は、当該認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の業務及び財産の状況を、内閣府令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第五十四条の二十四第一項中「子会社対象会社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を加える。

第五十四条の二十五第一項中「及び第十一号の二から第十二号まで」を「、第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十一号の二」を「同項第十二号」に、「並びに」を「、特例持株会社（当該信用金庫連合会が子会社としているものに限る。）並びに」に改め、「いう」の下に「。第四項及び第九十一条第一項第十九号の五において同じ」を加え、同条第二項中「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第十三号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「第八項の」を「第九項の」に改め、「規定」と、」の下に「同項第一号中」を、「第六十一条の六第四項」と、」の下に「同項第二号中「第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「第六十一条の六第四項」と、同項第三号中」を加え、「事業」を削り、「次条第六項」を「次条第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第五十四条の二十三第一項第十三号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「、同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二」を「同条第一項第十一号から第十三号まで」に改める。

第八十七条第一項第二号中「第二号の二」を「第四号」に、「第十一号の二」を「第十三号」に、「同条第六項」を「同項第十号に掲げる会社にあつては、同条第四項」に改め、同項第四号中「第五十四条の二十三第六項」を「第五十四条の二十三第四項」に、「とき。」を「とき（次号に該当する場合を除く。）。」に改める。

第八十七条の四第三項第二号中「の規定」を「（臨時休業等）の規定」に改め、同条第四項中「信用金庫法」の下に「と、「第四百四十条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十六条第一項」を加える。

第八十九条の二中「第二条第十四項」の下に「（定義）」を加え、「、書面」を「、書面等」に改め、「（書面による解除）」を削り、「（同法第三十四条」の下に「（特定投資家への告知義務）」を加える。

第九十一条第一項第三号中「第三十五条の八第四項又は第四十一条第四項」を「第三十五条の八第五項若しくは第六項又は第四十一条第五項若しくは第六項」に改め、同項第四号の二中「記録し」を「記載し」に改め、同項第十九号の二中「同項に規定する」を削り、「、又は」を「（同条第一項第五号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）にあつては、信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又